【件名】ACT政府発表:10月3日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

●10月3日(日)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月2日(土) から38人増えました。現時点の陽性者数は342人です(回復した人の数は除く)。

●ACTの保健大臣は、3連休であり本日夕刻にはNRLのグランドファイナルも開催されるが、それを理由に大人数で集まることは規制に違反する旨述べ、現在の規制を遵守するよう呼びかけました。また、キャンベラ・ホスピタルにおける感染については、新たな感染は確認されておらず、必要な人は同病院を安全に利用出来る旨述べました。

●ACTのチーフ・メディカル・オフィサーは、ワクチンを2回接種済みの人でも、感染の 可能性のある地点(Exposure locations)に特定の日時に訪問した場合や、症状がある場合 は、検査を受けるよう述べました。

●感染の可能性があった地点が、追加・更新され、380カ所以上が指定されています。下 記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自 己隔離するなどの定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposurelocations

●ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の 情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u>

ACT保健省 Twitter: <u>https://twitter.com/ACTHealth</u>

【本文】

1 最新の感染者数

(1) 10月3日(日)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月2日
(土)から38人増えました。現時点の陽性者数は342人です(回復した人の数は除く)。

(2)新たに増えた38人の内、24人の感染経路は判明していますが、14人については 調査中です。

2 規制の遵守、キャンベラ・ホスピタルにおける感染、及びワクチンを2回接種済みでも 検査

(1) ACTの保健大臣は、3連休であり本日夕刻にはNRLのグランドファイナルも開催 されるが、それを理由に大人数で集まることは規制に違反する旨述べ、現在の規制を遵守す るよう呼びかけました。

(2)規則を遵守しないで大人数で集まることは、自身のみならず、家族や友人をリスクに さらす危険性があります。なお、規制内の活動であっても、感染が確認されている事例があ るとのことです。

(3)また、キャンベラ・ホスピタルにおける感染は、新たな感染は確認されておらず、必要な人は、同病院を安全に利用出来る旨述べました。

(4) ACTのチーフ・メディカル・オフィサーは、ワクチンを2回接種済みの人でも、新型コロナウイルスに感染する可能性があり、他者を感染させる可能性があるため、感染の可能性のある地点に特定の日時に訪問した場合や、症状がある場合は、検査を受けるよう述べました。

3 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、380カ所以上が指定されています。 下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、 自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。なお、一部例外を除き、特定の日時 が14日以前の地点は「Archived」として表示されますが、地点によっては、特定の日時が 14日以前であっても、感染の可能性があった地点として表示されます。これは、その後の 調査により判明した地点となりますが、「Archived」と表示されていない地点については、 たとえ表示されている日時が14日以前の場合であっても、それぞれの地点に該当する指 示に従う必要がありますので、ご注意ください。

<u>https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-</u> locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触(Close contact)、軽度の接触(Casual contact)、調査中の地点(Investigation locations)、及び症状の観察(Monitor for symptoms)と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-andisolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popu lar%20links

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触(Close contact)」に該当する地点に特定の 日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで 申告しなければなりません。

オンライン申告先: <u>https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR</u>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人(secondary contacts)も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる 旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共 有を避けるべきです。 https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-andisolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触(Casual contact)」に該当する地点に特定 の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しな ければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラ インで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置 に従ってください。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可 能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は,症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰 性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症 状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、 陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。 エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察(Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

4 検査会場

(1)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚 接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもあ りますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所:<u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-</u> <u>healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-</u>

<u>act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links</u>

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間 等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u>

ACT保健省Twitter:<u>https://twitter.com/ACTHealth</u>

5 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載してい ます。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけ てください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)
在オーストラリア日本国大使館領事部
電話:02-6273-3244(代表)
FAX:02-6273-1848
メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>
大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>